

文京区六義公園運動場・後楽公園少年野球場 利用者登録手続き

1. 登録条件

- ・常時スポーツ活動を行っている団体であること。
- ・規定人数以上の構成員がいること
- ・六義公園運動場の場合は構成員全員が都内在住・在勤・在学であること。
- ・後楽公園少年野球場の場合は構成員全員が区内在住・在勤であること。
- ・口座振替またはクレジットカードでの料金のお支払が可能であること。(窓口利用団体を除く)

| | 六義公園運動場 | 後楽公園少年野球場 |
|--------|---|---|
| 規定人数 | サッカー:13名、野球・ソフトボール:10名 | 野球:10名 |
| 利用可能種目 | サッカー(中学生以下)、軟式野球(中学生以下) ソフトボール、運動会、ゲートボール、ペタンク グラウンドゴルフ | 軟式野球(小学生のみ) ソフトボール練習、ゲートボール |
| 構成員 | ●代表者が成人した大人であること、実際にプレーをされる方 ●少年スポーツ団体・中学生団体は、代表者が成人した大人であること、指導者3名以上、実際にプレーされるお子様 | ●少年スポーツ団体は、代表者が成人した大人であること、指導者3名以上、実際にプレーされるお子様 ●代表者が成人した大人であること、実際にプレーをされる方 |

2-1. 登録に必要なもの(優先団体・一般団体)

- 文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書
- 構成員名簿
- 構成員全員の区内または都内在住・在勤・在学を証明できるものの写し(住民票・運転免許証・保険証・学生証など)
- 口座振替依頼書(クレジットカードで利用料金を支払う場合、必須ではありません。)
 - 必要事項を記入し、届出印と金融機関の承認印のあるもの。(ゆうちょ銀行以外)
 - ゆうちょ銀行の場合は必要事項を記入し、通帳またはキャッシュカードと届出印をご持参ください。
(※ゆうちょ銀行の場合は申請から初回口座振替まで1~2ヶ月程度かかりますので予めご了承ください。)
- 口座名義人は、代表者でなくても問題はありませんが、団体名義もしくは構成員の方に限ります。
- 体育施設団体登録票
- 団体活動内容を確認出来る証(登録ウェブサイト、チームユニフォームのカラー写真、大会参加のプログラムなど。)

※必要書類は小石川運動場窓口で配布します。

※登録は代表者本人が窓口にお越しください。家族・メンバー等による代理申請は受付できません。

2-2. 窓口利用団体

- 代表者の在住等証明書

3. 登録区分

| 区分 | 六義公園運動場 | 後楽公園少年野球場 |
|---------|--|--|
| 優先団体 | 区内在住・在勤者で構成された 中学生以下が主な構成員の少年スポーツ団体 | 区内在住・在勤者で構成された 小学生が主な構成員の文京区の少年野球団体 |
| 一般団体 | 構成員全員が 都内在住・在勤・在学者で 構成された団体 | 設定なし |
| 窓口利用者団体 | 構成員が都内在住・在勤・在学の団体 | 構成員全員が区内在住・在勤の ソフトボール・ゲートボールの団体 |

4. 受付時間 (9:00~20:00)

※ 現金取り扱い:9:00~17:00
※ 申請等の受付:9:00~19:30

- 小石川運動場窓口にて受付時間内に手続きを行って下さい。
必要書類の提出後、審査(1週間程度)を行い、登録が完了次第、ご連絡させていただきます。
登録完了の連絡がありましたら、小石川運動場窓口で利用者証を受け取って下さい。
※ 利用者証の受け取りは代表者または連絡者のみとなります。
その際にご本人確認をさせていただきますので身分証をご持参下さい。郵送などは出来ません。

別紙

5. 登録不可条件

- ・構成員が他の登録団体の構成員と一人でも重複するとき。
- ・書類の記載内容が事実と異なるとき。
- ・架空の団体。
- ・営利目的の団体。
- ・インターネットで参加者を募集する団体。
- ・当日会費を徴収する団体。

6. 登録内容の変更

- ・登録事項に変更が生じた場合は小石川運動場窓口にて変更手続きを行ってください。
- ・変更手続きは、原則として登録されている代表者のみ行えます。やむを得ない理由の場合、委任状をお持ちいただければ登録構成員の方でも手続き可能です。
※委任状は登録構成員の方のみ使用可
- ・変更届は「文の京」施設予約ねっと上の「FAQ/よくある質問」または文京区のホームページ上よりプリントアウトしていただくか小石川運動場窓口にて配布します。

7. 登録の抹消

以下に該当する団体は登録を抹消させていただきます。

- ・「5. 登録不可条件」の事項に該当することが明らかになったとき。
- ・公益を害すると認められたとき。
- ・頻繁に無断キャンセルをしたとき。
- ・金額の大小に関わらず営利と思われる行為を行ったとき。
- ・代表者、その他登録事項に変更があるにもかかわらずその届出を怠ったとき。
- ・登録種目以外の利用をしたとき。
- ・利用権を譲渡したとき。(又貸し行為)
- ・その他管理上支障があると認めたとき。

文京区指定管理者 文京区スポーツ推進共同事業体